



(個人向けの支援)

1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

項目	事業内容	連絡先
1-1 住居確保給付金	<p>休業等によって収入が減少し、住居を失った又はそのおそれがある場合、家賃相当額を家主に給付します。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 離職、廃業後2年以内の方 (2) 離職や廃業と同様の状況にある方 ※世帯収入合計額等の要件あり</p> <p>【給付額】 賃貸住宅の家賃 (上限額あり) 【給付期間】 原則3か月以内 (最長9か月)</p> <p>※職業訓練受講金との併給も可能です。</p> <p>※随時受付中 窓口申請のほか、郵送による申請も可です。</p>	<p>住所地の市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。 (ただし、津久見市及び豊後高田市は各市役所が窓口です)</p> <p>○厚生労働省コールセンター TEL:0120-23-5572 (平日9:00~17:00)</p>
1-2 母子父子寡婦福祉資金貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金 (生活安定期間) 【対象者】 ひとり親となって7年未満の方 【貸付額】 生計中心者: 月額上限105,000円 生計中心者以外の者: 月額上限70,000円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合上限315,000円</p> <p>○生活資金 (失業貸付期間) 【対象者】 失業中のひとり親の方 【貸付額】 生計中心者: 月額上限105,000円 生計中心者以外の者: 月額上限70,000円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合上限315,000円</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。</p>
1-3 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>【対象者】 母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っている方、又は近々償還が開始される方</p>	<p>○お住まいの市福祉担当課にお問い合わせください。 ○町村部にお住まいの方は下記窓口にお問い合わせください。 姫島村・日出町にお住まいの方 東部保健所地域福祉室 (日出福祉事務所) 0977-72-2327 九重町・玖珠町にお住まいの方 西部保健所地域福祉室 (玖珠福祉事務所) 0973-72-9522</p>
1-4 生活にお困りの方の相談	<p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人おひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>住所地の市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。 (ただし、津久見市及び豊後高田市は各市役所が窓口です)</p>

項目	事業内容	連絡先
1-5	ひとり親の方で生活にお困りの場合の相談 新型コロナウイルス感染症の影響により、「収入が減った、働き先を探したい」など、お困りのひとり親家庭の相談窓口を設置しています。まずは電話でお問い合わせください。	大分県母子寡婦福祉連合会又はお住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。 ○大分県母子寡婦福祉連合会 TEL：097-552-3313 (火～金曜日：8:30～18:00、月、日曜日：8:30～17:00)
1-6	県営住宅家賃の減免等 収入が著しく低額になり家賃の支払が困難な入居者については、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。	○大分県住宅供給公社(電話) ・県営住宅管理課：097-532-5137 ・別府駐在所：0977-66-7300 ・杵築市住宅管理センター：0978-63-0050 ・佐伯・公営住宅管理センター：0972-22-3190 ・豊後大野・公営住宅管理センター：0974-22-1740 ・日田駐在所：0973-23-2480 ・県北駐在所：0979-22-2365 ○大分県土木建築部公営住宅室 TEL：097-506-4684
1-7	県営住宅の提供 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇等により、現在居住している住宅からの退居を余儀なくされる(された)方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。	○大分県土木建築部公営住宅室 TEL：097-506-4684 ○大分県住宅供給公社 県営住宅管理課 TEL：097-532-5137
1-8	消費生活相談 あなたを狙う 給付金やワクチンを口実にした詐欺 にご注意ください！！ 「怪しい」と思ったらまずは、消費生活センターに相談しましょう。 消費生活センターは、消費者のための相談業務を専門の相談員が対応する行政機関で、相談は無料です。 悩まずに！お早めに！お金を払う前に！相談してください。	◆大分県消費生活センター（消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」） 所在地：大分市東春日町1番1号 NS大分ビル1階 専用電話：097-534-0999 (平日9:00～17:30) (特別相談：日曜日13:00～16:00 ただし第3・年末日曜日を除く) ◆消費者ホットライン「188」 (いやや)に電話すると、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。(通話料は有料) ◆国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン 0120-797-188 (通話料無料)

項目	事業内容	連絡先
1-9 外国人総合相談センター	<p>県内に暮らす外国人やその関係者等に対して多言語で相談に対応しています。</p> <p>【相談方法】窓口、電話、メール</p> <p>【相談対応者】センター職員のほか、必要に応じて、行政書士などの専門家と連携して対応します。</p> <p>【対応言語】多言語コールセンターなどを活用し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語など19言語</p>	<p>◆相談窓口 (公財)大分県芸術文化振興財団(おおいがプラザ内) TEL: 097-529-7119 Email: oisc@emo.or.jp (10:00~17:00 日曜、祝日、iichiko総合文化センター休館日及び年末年始を除く)</p>  
1-10 託児サービス	<p>子育て中の女性を対象にハローワーク等での求職活動等を支援するため、無料託児を実施します。</p> <p>【実施日時】平日 9:30~16:30 ただし、祝日、12/29~1/3を除く</p> <p>【場所】大分県消費生活・男女共同参画プラザ 大分市東春日町1番1号NS大分ビル1階</p> <p>【託児対象】満1歳以上から就学前のお子さん</p> <p>【定員】5名まで</p>	<p>○大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 TEL: 097-534-2039 (平日9:30~16:30)</p> <p>※大分市以外の託児サービス以下のURLが窓口です (10市町村17施設)</p> <p>URL: https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takuji-ichijiazukari.html</p> 